

新潟県「育成経営体」選定・登録・公表要領

(趣旨)

第1 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理とを両立するためには、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、林業経営の集約化の受け皿となりうる林業経営体を確保することが重要である。このような者へと育成を図る林業経営体(以下「育成経営体」という。)の選定・登録・公表については、「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)によるほか、この要領の定めるところによる。

(育成経営体の定義)

第2 育成経営体は、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体とする。

なお、林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(基準の設定)

第3 知事は、育成経営体の基準を別記1のとおり定める。

(登録の申請)

第4 育成経営体の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書(様式1)を知事に提出するものとする。

- (1) 事業区域に関する情報(市町村名)
- (2) 組織に関する情報(役員数、職員数等)
- (3) 事業量及び生産性等に関する情報(素材生産、造林等)
- (4) 生産管理又は流通合理化等の取組に関する情報
- (5) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (6) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (7) 技術者・技能者に関する情報
- (8) 資本装備に関する情報(林業機械保有台数等)
- (9) 伐採・造林に関する行動規範の策定に関する情報
- (10) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (11) コンプライアンスの確保に関する情報

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の認定を受けた事業主(認定事業主)である場合は、(1)～(5)の書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票

- (2) 納税証明書
 - (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
 - (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
 - (5) 就業規則を制定している場合にあっては、その写し
 - (6) 事業実績を証する書類（造林、保育、素材生産等の林業生産活動で、完成、引き渡し完了した過去3年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
 - (7) 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあっては、その写し
 - (8) 暴力団等の排除に関する誓約書（別添様式）
- 3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容に関する情報提供を求めることができる。
- 4 登録申請書は、登録申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地域振興局長又は、地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）に、正副2部を提出するものとする。
- 5 申請書を受理した地域振興局長等は審査の上、登録申請書（添付書類を含む。）1部と審査票（様式2）を、知事に提出するものとする。

（登録の実施）

- 第5 知事は、第4の規定に基づく登録申請書の提出があった場合において、当該申請の内容が別記1に掲げる基準に全て適合すると認めるときは、育成経営体名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。
- (1) 登録申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名
 - (2) 登録の有効期間
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は登録を行わないものとする。
- (1) この要領第8の1の(3)及び(4)により登録を取り消された日から2年間を経過しないとき。
 - (2) 登録申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないとき。
 - (3) 法人で、その役員のうち前号に該当する者がいるとき。
 - (4) 暴力団等の排除に関する誓約書（別添様式）の事項に該当するとき。
- 3 知事は、第5の1の規定に基づく登録の有無について、遅滞なく登録通知書（様式3）により登録申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

- 第6 登録日から概ね3年間（登録申請書3（1）に記載された事業期間の末日まで）とする。

2 登録された育成経営体は、更新を受けることができるものとし、その手続は第4から第5の規定を準用する。

なお、更新申請は有効期限日の30日前までに行うものとする。

(変更の届出)

第7 名簿に登録された育成経営体は、第5の1の(1)に変更があった場合は、知事に変更届出書(様式4)を提出しなければならない。

2 変更届出書の提出にあたっては、第4の3及び4の規定を準用するものとする。

3 知事は、1の規定に基づく変更の届出があった場合は、その届出に基づき名簿を更新するものとする。

(登録の取消)

第8 知事は、育成経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 育成経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合

(2) 育成経営体からの申出があった場合

(3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合

(4) その他不正の行為をし、又は故意に伐採等を粗雑に行うなど登録の取消に相当すると知事が認めた場合

2 知事は、前項の規定に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を登録取消通知書(様式5)により当該育成経営体に通知するものとする。ただし、前項の(1)に該当する場合にあってはこの限りでない。

(名簿の公表)

第9 知事は、第5の1の規定に基づく登録を行ったとき、又は第7の3の規定に基づく名簿の更新を行ったときは、県ホームページ等において名簿を公表するものとする。

2 知事は、第8の1に基づく登録の取消を行ったときは、当該育成経営体の公表を取りやめるものとする。

附則

1 この要領は、令和2年3月18日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記1 選定の基準

項目	基準
<p>(1) 生産量の増加又は生産性の向上</p>	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合（注1）以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上（注1）で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性が一定の水準以上（注2）の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>注1：「一定の割合」については、3年間で1割とする。</p> <p>注2：「一定の水準」については、生産量に関し 5,000m³/年、生産性に関し間伐 8 m³/人日、主伐 11m³/人日とする。</p>
<p>1 - (2) 生産管理又は流通合理化等</p>	<p>以下のいずれかに取り組んでいること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。</p> <p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <p>イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える家づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</p>

<p>1－(3) 造林・ 保育の省力化・ 低コスト化</p>	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、下刈の省略等に取り組んでいること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。</p>
<p>1－(4) 主伐 後の再造林の確 保</p>	<p>以下の両方に該当すること。</p> <p>ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。</p> <p>イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。</p>
<p>1－(5) 生産 や造林・保育の 実施体制の確保</p>	<p>素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>
<p>1－(6) 伐採・ 造林に関する行 動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。</p>
<p>1－(7) 雇用 管理の改善及び</p>	<p>以下の全てを満たしていること。又は今後取り組む意向を明らかにしていること。</p>

<p>労働安全対策</p>	<p>ア 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく新潟県林業労働力確保基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組、又はこれに準ずる取組を行っていること。</p> <p>イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>ウ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。</p> <p>エ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法第48条の規定による届出 ・ 厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・ 雇用保険法第7条の規定による届出
<p>1－（8）コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 業務に関連して法令に違反し、代表役員等（注1）や一般役員等（注2）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>イ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p>

ウ 1-(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をした
と認められる者

エ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林
の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれ
があると認めるに足りる相当の理由がある者

注1：「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。

注2：「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。

様式 1

登録申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

認定事業主： 非該当 ・ 該当（認定番号 ）

1. 事業区域（市町村名）

--

2. 組織

(1) 役員数

常勤		非常勤
人	(うち林業現場作業職員との兼務) (人)	人

※ 「常勤」とは、出勤日数や業務範囲が明確であり、かつ法人の業務が行われている日の過半に出勤する義務を負っている者とする。「非常勤」とは、それ以外の者とする。

(2) 雇用労働者数

雇用形態	林業現場作業職員数	事務系等職員数	計
常 用 (うち通年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
臨 時 ・ 季 節	人	人	人
そ の 他	人	人	人
合 計	人	人	人

※ 「林業現場作業職員」には、主として素材生産や造林・保育に従事する者のほか、支障木伐採、森林作業道の開設等その他の林業に従事する者を含めた人数を記入する。「事務系等職員」には、林業現場作業職員以外の全ての雇用労働者数を記入する。

※ 「常用」には、雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められている雇用労働者数を記入する。「通年」には、常用のうち1年を通じて継続雇用している人数を記入する。

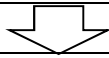
※ 「臨時・季節」には、雇用期間4か月未満の雇用労働者数を記入する。

※ 「その他」には、常用・臨時・季節のいずれにも当てはまらない雇用労働者数を記入する。

3. 事業量及び生産性

(1) 素材生産

実績 (事業期間 年 月 日～ 年 月 日)						
作業形態	主 伐			間 伐		
	面積 (ha)	材積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)
直営						
請負						
合計						



3年後の計画 (事業期間 年 月 日～ 年 月 日)						
作業形態	主 伐			間 伐		
	面積 (ha)	材積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)
直営						
請負						
合計						
請負がある場合は、主な業者名						

※ 「主伐」とは、林業生産活動として行うものをいい、支障木伐採等によるものを含まない。

※ 「材積」は素材生産材積（丸太材積）とすること。

※ 「生産性」は、直営により実施したものについて記入すること。

(2) 造林・保育、その他林業

実績 (事業期間 年 月 日～ 年 月 日)						
作業形態	造林・保育			左記以外の林業		
	植栽 (ha)	下刈 (ha)	その他(ha)	()	()	()
直営						
請負						
合計						
請負がある場合は、主な業者名						

※ 造林・保育のうち「その他」には、除伐、枝打ち、保育間伐等の作業について記入する。

※ 「左記以外の林業」の欄には、支障木伐採等による素材生産、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について適宜記入する。

注1 「実績」の事業期間は、法人の場合は直近に完了した事業年度、個人の場合は応募する年の前年とすること。

注2 「3年後の計画」には、実績の翌年度又は翌年から起算して3年後の事業期間の計画を記入すること。

注3 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する林業現場作業職員により実施したものをいう。

注4 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

4. 生産管理又は流通合理化等の取組

	取り組んでいる	今後取り組む
・作業日報の作成・分析による進捗管理		
・工程の見直し、作業システムの改善		
・製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名：)		
・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (機関名：)		
・その他 ()		

※ 素材生産を行っている場合に、該当する項目にチェックする。

※ 「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、今後、取り組む意向を有する場合にチェックする。

5. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	今後取り組む
・伐採と造林の一貫作業システムの導入		
・コンテナ苗の使用		
・下刈りの省略(実施時期の見極め、筋刈り・坪刈り等)		
・その他 ()		

※ 造林・保育を行っている場合に、該当する項目にチェックする。

※ 「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、今後、取り組む意向を有する場合にチェックする。

6. 主伐後の再造林の確保

(1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

	有している	今後整備する
・主伐と再造林の両方を直営又は請負により実施する体制		
・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携先の名称：)		

※ 3(1)で主伐の計画がある場合に、該当する項目にチェックする。

※ 「今後整備する」欄は、現在取り組んでいないが、今後、整備する意向を有する場合にチェックする。

(2) 主伐後の適切な更新

	取り組んでいる	今後取り組む
・自己の所有する森林にあつては主伐後の適切な更新の実施		
・他者の所有する森林にあつては森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ		

※ 3 (1) で主伐の計画がある場合に、該当する項目にチェックする。

※ 「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、今後、取り組む意向を有する場合にチェックする。

7. 技術者・技能者

現 状					
フォレストワーカー(森林作業士)	フォレストリーダー(現場管理責任者)	フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士
人	人	人	人	人	人
技能士	林業技士	フォレスター(森林総合監理士)			
人	人	人	人	人	人

※ フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者をいう。

※ 森林施業プランナーとは、森林施業の方針や事業収支を示したプランを森林所有者等に提案し、合意形成を図る能力を有する者として、森林施業プランナー協会により認定された者をいう。

※ 森林作業道作設オペレーターとは、平成22年度以降に国又は都道府県の実施する森林作業道作設オペレーター養成のための研修を終了した者をいう。

※ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)をいう。

※ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)をいう。

※ 林業技士とは、(一社)日本森林技術協会の認定する林業技術士をいう。

※ フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者をいう。

8. 資本装備

現 状									
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワード	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキップダ		
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※ 1年を超える契約のリース機械を含み、1年未満のレンタル機械は含まないこと。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定

	取り組んでいる	今後取り組む
・経営体独自の行動規範の策定		
・所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体：)		
・その他 ()		

※ 3 (1) で主伐の計画がある場合に、該当する項目にチェックする。

※ 「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、今後、取り組む意向を有する場合にチェックする。

10. 雇用管理の改善と労働安全対策

(1) 雇用管理の改善

林業現場作業職員の労働・社会保険等への加入状況				
労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	人	人	人	人

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記入する。

その他の取組	取り組んでいる	今後取り組む
・雇用管理者の選任		
・雇用に関する文書（労働条件通知書）の交付		
・林業現場作業職員の常用化		
・林業現場作業職員への月給制の導入		
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実		
・有給休暇の取得促進		
・その他 ()		
・その他 ()		

※ 申請者が法人である場合に、該当する項目にチェックする。

※ 「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、今後、取り組む意向を有する場合にチェックする。

注1 「雇用管理者」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律第30条第1項及び厚生労働省令で定めるところにより、林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項並びに教育訓練に関する事項等を管理させるため事業主が選任する者をいう。

注2 「雇用に関する文書」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律第31条及び厚生労働省令で定めるところにより、事業主が労働者に対して交付する、事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のことをいう。

(2) 労働安全対策

	取り組んでいる	今後取り組む
・安全衛生推進者等の選任		
・リスクアセスメントの実施		
・防護具等の着用の徹底		
・作業現場の安全パトロール		
・労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導		
・その他 ()		

※ 該当する項目にチェックする。

※ 「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、今後、取り組む意向を有する場合にチェックする。

注 「安全衛生推進者等」とは、労働安全衛生法第12条の2及び厚生労働省令で定めるところにより、労働災害を防止するために必要な業務を担当させるため事業主が選任する者をいう。

11. コンプライアンスの確保

	該当あり	該当なし
過去3年間のうちに業務に関連して法令に違反し、役員等が逮捕又は逮捕を経ずに公訴を提起された		
過去3年間のうちに9で定める行動規範等に違反する行為をした		
過去3年間のうちに国、県及び市町村から入札参加資格の指名停止措置を受けた(指名停止期間:)		

※ 各項目について、該当あり・なしのいずれかにチェックする。

12. 添付書類

	チェック欄
① 登記事項証明書又は住民票	
② 納税証明書(県税の未納がないことの証明)	
③ 雇用に関して交付している文書の様式	
④ 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類	
⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、その写し	
⑥ 事業実績を証する書類 (造林、保育、素材生産等の林業生産活動で、完成、引き渡し完了した過去3年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し)	
⑦ 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあっては、その写し	
⑧ 暴力団等の排除に関する誓約書	

※ 添付する書類の欄にチェックする。

※ 申請者が認定事業体である場合、①から⑤までの提出を省略できる。

「育成経営体」

●登録者情報

登録番号： _____ 登録年月日： _____ (変更： _____)
 商号又は名称： _____ 代表者職氏名： _____
 主たる事務所の所在地： _____ 認定事業主 (該当・非該当)

1. 事業区域：

2. 組織

常勤	うち林業現場作業職員との兼務	非常勤	計
			0人

職員	林業現場 作業職員	うち通年	事務系等 職員	うち通年	計	うち通年
常用					0人	0人
臨時・季節					0人	0人
その他					0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

3. 事業量及び生産性

実績				3年後の計画			
施業種	事業量 (m ³)	うち直営 (m ³)	生産性	施業種	事業量 (m ³)	うち直営 (m ³)	生産性
主伐				主伐			
間伐				間伐			
計	0,000m ³	0,000m ³		計	0,000m ³	0,000m ³	
植栽							
下刈							
その他							
計	0.0ha						
(作業道)							
()							
()							

4. 生産管理又は流通合理化の取組

	取り組んでいる	今後取り組む
・作業日報の作成・分析による進捗管理		
・工程の見直し、作業システムの改善		
・製材工場等需要者との直接的な取引		
・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷		
・その他		

5. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	今後取り組む
・伐採と造林の一貫作業システムの導入		
・コンテナ苗の使用		
・下刈りの省略 (実施時期の見極め、筋刈り・坪刈り等)		
・その他		

6. 主伐後の再造林の確保	取り組んでいる	今後取り組む
・主伐と再造林の両方を実施する体制		
・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制		
・自己所有森林における主伐後の適切な更新の実施		
・森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ		

7. 技術者・技能者数

8. 林業機械の保有状況

技術者・技能者		林業機械	
フォレストワーカー（森林作業士）		グラップル	
フォレストリーダー（現場管理責任者）		プロセッサ	
フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）		ハーベスタ	
森林施業プランナー		フォワーダ	
森林作業道作設オペレーター		スイングヤーダ	
技術士		タワーヤーダ	
技能士		フェラーバンチャ	
林業技士		スキッダ	
フォレスター（森林総合監理士）			

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定	取り組んでいる	今後取り組む
・経営体独自の行動規範の策定		
・所属する業界団体等による行動規範の策定		
・その他		

10. 雇用管理の改善と労働安全対策	取り組んでいる	今後取り組む
・雇用管理者の選任		
・雇用に関する文書（労働条件通知書）の交付		
・現場作業職員の常用化		
・現場作業職員への月給制の導入		
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実		
・有給休暇の取得促進		
・安全衛生推進者等の選任		
・リスクアセスメントの実施		
・防護具等の着用の徹底		
・作業現場の安全パトロール		
・労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導		
・その他		

11. コンプライアンスの確保	該当あり	該当なし
・過去3年間のうちに業務に関連して法令に違反し、役員等が逮捕又は逮捕を経ずに公訴を提起された		
・過去3年間のうちに9で定める行動規範等に違反する行為をした		
・過去3年間のうちに国、県及び市町村から入札参加資格の指名停止措置を受けた		

様式3

登録通知書

第 号
年 月 日

様

新潟県知事

年 月 日付けで申請のあった新潟県「育成経営体」名簿への登録については、下記のとおり登録しましたので（下記のとおり登録されませんでしたので）通知します。

記

- 1 登録番号（登録されない場合はその理由）
- 2 登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式4

「育成経営体」名簿変更届出書

年 月 日

新潟県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

新潟県「育成経営体」名簿の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容（別添のとおり） 様式1を添付（変更箇所を朱書きすること）
- 2 変更の理由

様式 5

登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

新潟県知事

新潟県「育成経営体」名簿について、下記の理由により登録を取り消したので通知します。

記

取消の理由

別添様式

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
商号又は名称
代表者名

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、登録の取り消しなど、県の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- 3 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 5 その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。6において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- 6 その役員のうち暴力団員であると認められる者又は3若しくは4に該当する者がある者